

ふくしま水素エネルギー人材育成事業業務委託仕様書
(1) テクノアカデミーの学生を対象とした人材育成事業業務

1 委託業務の目的

テクノアカデミー浜の再エネ機器と水素発生装置を活用して、将来を担う若年層を対象に再エネと水素利活用に関する講習会等を実施し、水素エネルギーの理解促進と技術習得を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 委託業務の概要

テクノアカデミー浜ロボット・環境エネルギーシステム学科の学生を対象とした、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）製作の技術支援や特別授業の開催及び情報発信における企画、関係機関との調整、実施運営をする。

4 委託業務の内容

(1) 企画

ア FCV製作（公道走行プロジェクト）の支援

- ・電動マイクロカーをベースにテクノアカデミー浜の学生がFCVを制作し、公道走行が可能な車両の完成を目指すプロジェクト（FCV公道走行プロジェクト）に関する技術指導及び法的手続きを、テク浜水素倶楽部をはじめ地域自治体や地元企業と連携して行い、プロジェクトの伴走支援をする。
- ・FCV製作のベースとなる電動マイクロカーは、ふくしま水素エネルギー人材育成事業（企業在職者等を対象とした人材育成事業業務）の中でEV化した車両を使用する。
- ・FCV公道走行プロジェクトに必要な制作指導及び性能評価等に関するエンジニアによる講習（各回4時間）を4回以上実施する。

イ 展示会出展支援

- ・REIFふくしまへの出展の補助として、展示車両（1台）の輸送、テクノアカデミー浜の取り組みをPRするための展示パネル（A1サイズ5枚）及びチラシ（両面カラー2000枚）の作成及び参加者へのアンケート等を行う。
- ・アンケート項目及びその内容については、県と協議の上設定すること。

ウ 記録および広報活動

- ・テクノアカデミー浜の学生が水素技術に取り組む様子の動画を作成しSNSで発信する。具体的には、8月に参加を予定している秋田県大潟村でのレース（World Green Challenge）の準備段階からFCV公道走行プロジェクト完結までのテクノア

カデミー浜の学生が関わる活動について紹介する動画を作成し公開する。

(Instagramの15秒から30秒程度のリール動画を20本以上、および取り組みをまとめた3分程度の動画1本とそれを短く編集した1分程度の動画1本)

- ・動画制作に係る企画、取材、編集を行う。
- ・動画を公開するSNSのアカウントは、テクノアカデミー浜既存のInstagramを使用する。
- ・県内メディア各社への取材誘致を行う。

(2)開催及び実施計画等

実施期間の開始から終了までの業務計画を示し、内容について県及びテクノアカデミー浜とあらかじめ協議した上で決定すること。

(3)開催場所等

- ・講習の開催場所は、テクノアカデミー浜（南相馬市）とする。
- ・性能評価における長距離走行については企画提案すること。

(4)記録作成

- ・参加者のプライバシーに配慮したうえで記録を作成し、内容の修正等の必要がある場合は県の指示に従うこと

(5)実施報告書等の提出

- ・業務完了後、速やかに以下の内容を記載した報告書を県に提出すること。
- ・講習の実施状況
- ・展示会の出展結果
- ・アンケート集計結果
- ・本業務実施後の事業効果を把握する手法による結果の確認及び集計・分析
- ・講習会の評価・反省点 等

5 関係機関との連携

講習の実施に当たっては、県及びテクノアカデミー浜、講師との依頼や連絡調整等を行い、必要に応じながら定例打合せ等を実施すること。

6 実施体制

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、県との協議や定例会・打合せ等に出席させるものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務の実施における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

7 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、授業で使

用する製作機材及び材料費は除く。

(1) 使用可能設備機材等

表1の設備機材等を利用することで、経費の有効な活用方法も可能。

表1 テクノアカデミー浜使用可能設備機材等

会場	テクノアカデミー浜の教室・実習場(使用日時は事前要相談)
プロジェクター	1台利用可能
モニター	55インチ4Kモニター
パソコン・タブレット	性能・台数について(要相談)
駐車場	グラウンド及び校内駐車場使用可能
無線通信環境	Wi-Fi環境あり
学校備品	工具、イス、テーブル、演台、マイク、音響機器など

上記表にない機器や設備の有無や各機器のスペックや数量等については、問い合わせること。

8 実績報告書の提出

受託者は、本業務履行期限までに、次に掲げる成果品を県に提出すること。

- (1) 実績報告書(本業務の実施内容がわかるもの)
- (2) 業務完了報告書(印刷物) A4版 5部
- (3) 電子媒体(CD-R等) 2部
- (4) その他(県が必要と認める資料)

9 その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し、調整を行うものとする。
- (2) 受託者が、本業務の実施につき委託者又は第三者に及んだ損害(天変地異及びその他受託者の責に帰することのできない事由によるものを除く)については、受託者がその責を負う。
- (3) 委託業務により製作される成果物の著作権は県に譲渡するものとし、成果品の構成素材(写真やイラスト等)については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 個人情報保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。
- (5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 会計実施検査がある場合は、検査に協力すること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県と受託者双方で協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。